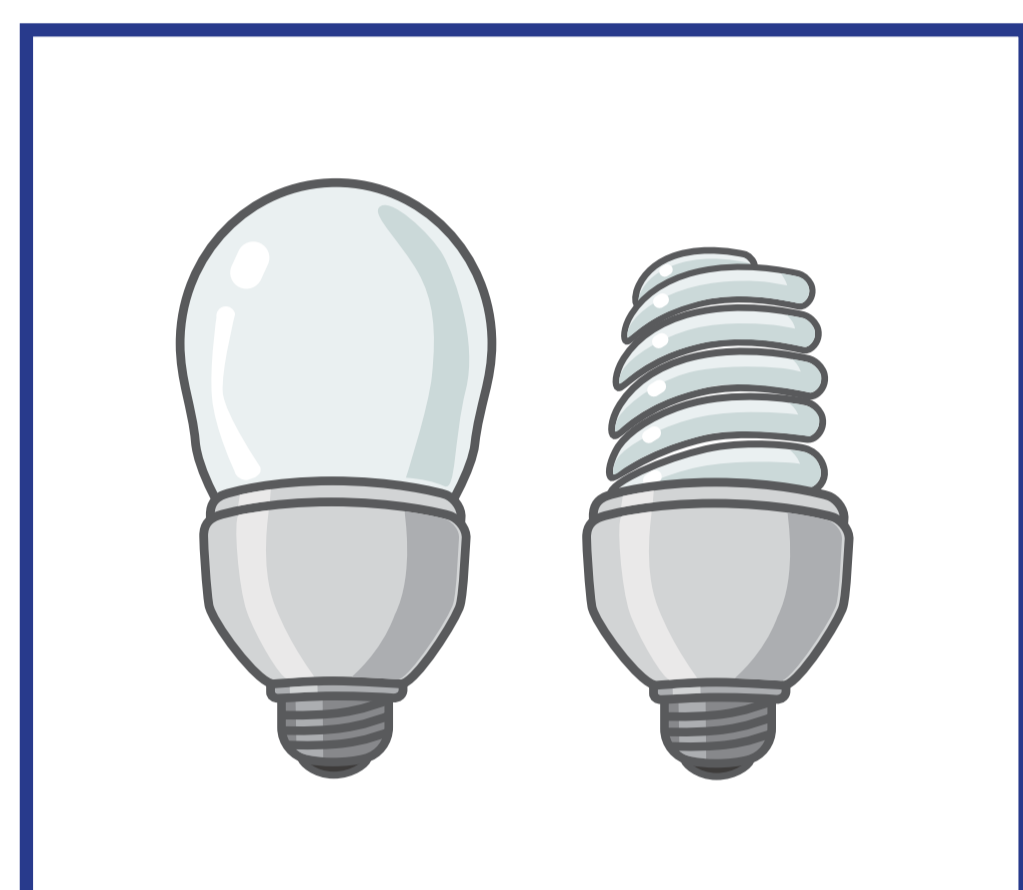


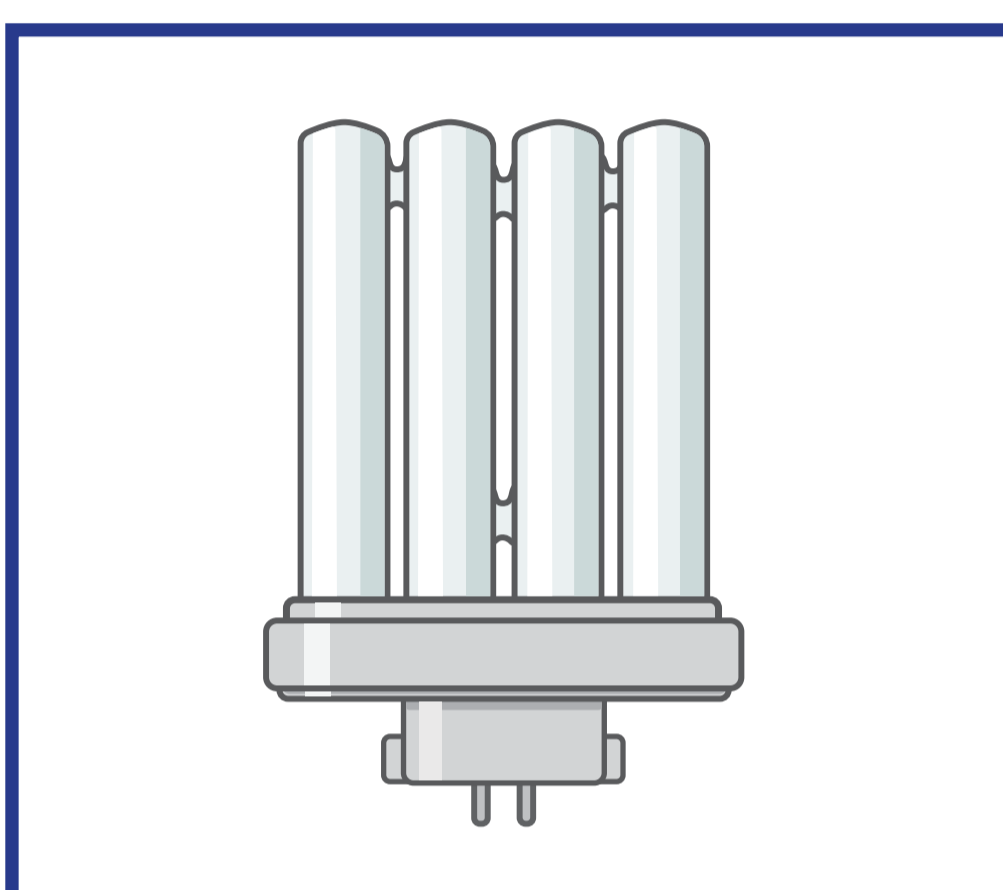
# 一般照明用の蛍光灯ランプは 2027年末までに製造・輸出入禁止 になります

水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を受けて、一般用照明の蛍光灯ランプについて、その種類に応じて段階的に製造・輸出入を禁止することを政府として決定しました。

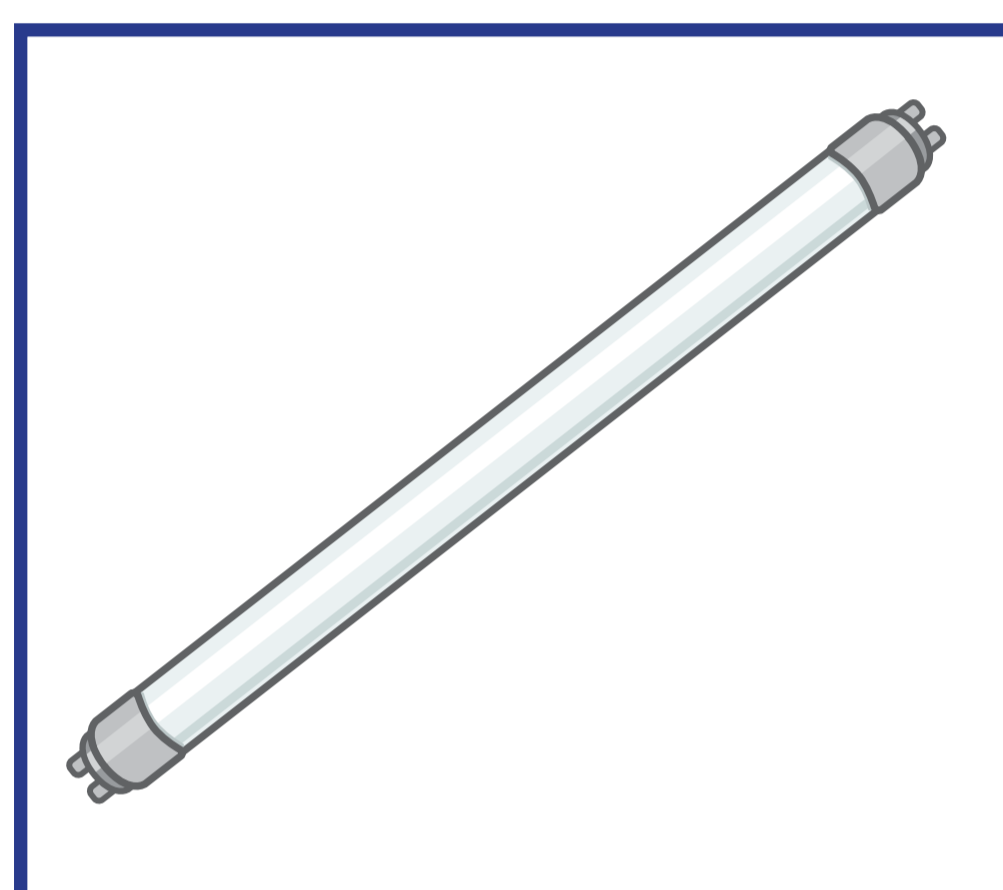
蛍光灯ランプの種類毎の製造・輸出入禁止の時期は下記の通りです。



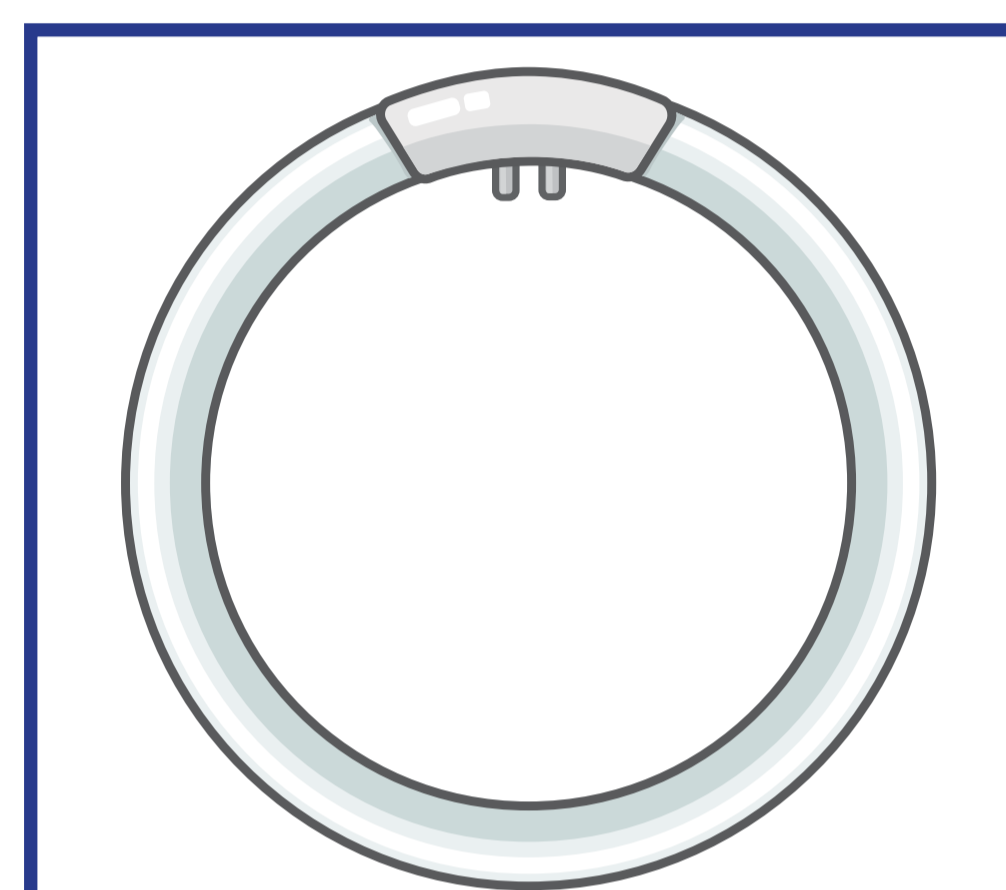
電球形蛍光灯ランプ（※1）



コンパクト形蛍光灯ランプ



直管形蛍光灯ランプ（※2）



環形蛍光灯ランプ（※2）

**2026年1月1日  
より禁止**

**2027年1月1日  
より禁止**

**2028年1月1日  
より禁止**

**2028年1月1日  
より禁止**

※1 電球形蛍光灯ランプのうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

※2 ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

■ 蛍光灯ランプから LED 照明への計画的な交換を  
お願いいたします。

■ 蛍光灯ランプの製造・輸出入は禁止されますが、  
使用・販売・購入は禁止されません。

■ 廃棄の際は、自治体のルールに従った分別・排出や  
廃棄物処理法などの関係法令に従った適正な処理を  
お願いいたします。